

4 被災者支援対応

(1) 住民説明会等の開催

8月30日 城端地区 31日 福光地区

※ いずれも対象者は床上浸水以上の被災者及び被災地区代表者

(2) 被災者支援情報等の発行

各種支援制度、被災建物認定調査報告、支援対象者早見表 等

(3) 被災者生活再建支援

南砺市において、全壊4世帯（基準5世帯以上）のため、被災者生活再建支援法の適用基準には達していなかったため、町単独の被災者再建支援事業を実施、県でも1/2を助成。住宅の被害程度が半壊以上と認定された世帯にその被害程度に応じ、基礎支援金を、住宅の再建方法に応じ、加算支援金を支給

対象者 全壊：4世帯 大規模半壊：1世帯 半壊：6世帯

(4) 災害見舞金・義援金

・ 見舞金

住宅の被害程度が床上浸水以上の世帯で被害程度に応じ、県・市・県共同募金会より見舞金を支給

対象者 全壊：4世帯 大規模半壊：1世帯 半壊：6世帯 床上浸水：48世帯

・ 義援金

被災者に対し、全国各地から集まった義援金を見舞金として配分

義援金受入額（平成20年10月17日） 29,712,598円

(5) 災害援護資金の貸付

1名 申込額 1,700千円（世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合で住居の半壊世帯）

5 災害救助法の適用

(1) 法適用

① 適用日 平成20年7月28日

② 適用区域 南砺市

③ 救助費総額 13,318,793円

(2) 救助内容

① 避難所の設置 <27,398円>

トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、長靴 電気料、水道料 等

② 炊き出し供与 <46,870円>

食材費（白米、さば、たまご等）、弁当、おにぎり 等

- ③ 飲料水供給 <229,950円>
2トンダンプ
- ④ 生活必需品 <33,840円>
毛布、バスタオル、シーツ等
- ⑤ 住宅の応急修理費<1,260,345円>
3住宅修理
- ⑥ 学用品の給与費 <20,978円>
教科書、ハーモニカ、ノート等
- ⑦ 障害物の除去費 <10,533,573円>
水中ポンプ借り上げ、障害物除去運搬作業委託、土砂除去作業委託 等
- ⑧ 事務費 <1,165,839円>

